

総務常任委員会 記録

- 1 開会日時 平成30年12月13日（木）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6階602会議室
- 3 事 件
  - 議案第121号 三次市犯罪被害者等支援条例（案）
  - 議案第123号 三次市行政組織条例等の一部を改正する条例（案）
  - 議案第124号 三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）
  - 議案第125号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
  - 議案第126号 三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）
  - 議案第127号 三次市営住宅設置及び管理条例及び三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例（案）
  - 議案第128号 三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
  - 議案第129号 三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
  - 議案第132号 三次市総合計画の見直しについて
  - 議案第133号 備北地区消防組合規約の変更について
  - 陳情第1号 みよし運動公園 運動広場を整備する件
- 4 出席委員 杉原利明，鈴木深由希，岡田美津子，澤井信秀，山村恵美子，藤井憲一郎
- 5 欠席委員 大森俊和
- 6 説明のため出席した職員
  - 【政策部】中村政策部長，宮脇企画調整担当課長，桑田企画調整担当係長
  - 【地域振興部】瀧奥地域振興部長，秋山地域振興課長，菅原観光スポーツ交流課長，  
牧浦スポーツ交流係長
  - 【総務部】落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長，矢野総務課長，甲斐危機管理課長，  
河野総務課付係長，瀧熊行政係長，加藤職員係長，佐藤危機管理課付係長
  - 【財務部】部谷財務部長，杉原財産管理課長，渡部財産管理係長，柳住宅管財係長
  - 【建設部】坂井都市建築課長
- 7 説明のため出席した陳情提出者
  - 【三次市体育協会】伊達会長，瀧口事務局長
- 8 議 事

午前10時00分 開会

○杉原委員長 それでは、定刻より少し早いですが、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名となっております。定足数に達しておりますので、委員会は

成立しております。

この際、御報告いたします。本日の委員会に、大森委員から一身上の都合により欠席したい旨、届け出がありましたので御報告いたします。

ここで、初めに連合審査会の開催について、協議をお願いいたします。

議案第132号、三次市総合計画の見直しについては総務常任委員会に付託されておりますが、教育民生常任委員会並びに産業建設常任委員会の所管事項に関連するものであり、本日、この後、午前10時10分から連合審査会を開催することとしたいというふうに思います。12月7日の議会運営委員会でも、その旨、上程させていただいて、確認はいただいております。

それでは、お諮りをさせていただきます。議案第132号につきましては、関連がありますので、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会との連合審査会を開催して審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、そのように決定し、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会に申し入れさせていただきますので、直ちに議場へ移動をお願いいたします。

なお、連合審査終了後は続いて総務常任委員会を再開いたしますので、またこの会議室へ戻ってきてください。よろしくをお願いいたします。

午前10時02分 休憩

午前11時30分 再開

○杉原委員長 それでは、総務常任委員会を再開したいというふうに思います。

続いて、出席委員数は6名ということで、定足数に達しておりますので、委員会の成立を宣言いたします。

では、議案の審査を行っていきたいと思います。

議案第123号、三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)について、執行部の説明を求めます。

中村政策部長。

○中村政策部長 では、議案第123号、三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)でございます。

本案は、第2次三次市総合計画の見直し手続に沿って、その推進を受けました体制整備等を行うため、関係条例である三次市行政組織条例ほか3条例の一部を改正するものでございます。

その主な内容でございますが、総合計画の見直しに当たり、重点項目の1つに位置づけました災害に強いまちづくりを担当する危機管理監を新たに設置することとしてございます。また、事務事業の執行体制を見直し、総務部と政策部を統合し、総務企画部としようとするものでございます。

以上で議案第123号に係る議案説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきま

すようお願いをいたします。

○杉原委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。  
藤井委員。

○藤井委員 前回うちの会派の中の新家委員もなぜ監する必要があるのかというのを質問されたと思うんですけど、やっぱりいまいちぴんと来なくて、端的にメリットというのが、何があるのかというのを聞かせていただきたいんです。人数が少ないから部にするには人数が少ないというのと、あと僕が認識しとるのは、受け答えをちゃんと聞いていないかもしれないんですけど、人数が少ないのと、いざ実際に災害が発生したときに、位置的に上に上がったり下がったりというのがあるから、監というふうにしたという受けとめ方をしとるんですけど、もうちょっと何かわかりやすいメリットというのを、もう一回説明いただければなと思います。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 繰り返しになる部分はあろうかと思いますが、先ほど委員からも御指摘いただいたとおり、危機事案が発生した場合に迅速に対応するために、市長、副市長と即時に調整を図って、各部局に指示を行うように考えてございます。災害等が起きた場合に、各部局に対して指示命令をすることがありますので、部局と同列の線で、市長の下が組織で線を出したような形で整備をさせていただいたところでございます。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 人材については、外部登用するのか内部登用するのか。そこらは、もし答えられれば答えてもらえれば。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 こちらにつきましては、さきの全員協議会で副市長のほうで答弁させていただいたところでございますけども、あくまでも人事に係ることでございますので、外部登用、内部登用を含めて、そこについて今お答えができないところは御承知いただきたいと思っております。

○杉原委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ないようでございますので、最後じゃないんですけど、外部か内部か意見がありましたけど、今の答弁でいくと、迅速な対応ができて、各部局等も統括してやっていくということは、やっぱり専門的な知見が圧倒的に求められると思いますので、そういった人事の配慮をようよう検討していただきたいと思っております。

続いて、議案第133号、備北地区消防組規約の変更についてを議題といたします。  
執行部の説明を求めます。

中村政策部長。

○中村政策部長 では、続きまして議案第133号、備北地区消防組規約の変更についてでございます。

本案でございますが、先ほど御説明した三次市行政組織条例の一部改正に伴いまして、備北地区消防組規約の一部改正が必要となったため、同組規約を改正することにつきまして、地方自治法第210条の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。

その内容でございますが、副管理者の三次市の総務部担当副市長を、三次市副市長の事務分担に関する規則第2条第1号に掲げる副市長に改めようとするものでございます。

以上で議案第133号に係る議案説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

○杉原委員長 この議案第133号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。よろしゅうございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 質疑がないようでございますので、以上で議案第133号に対する質疑を終結いたします。

これで、政策部の所管する議案審査を終わらせていただきます。

政策部の皆様、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 それでは、これより地域振興部が所管する議案の審査2件について行っていきたいと思います。

初めに、議案第128号、三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 それでは、議案第128号、三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明をいたします。

本案は、三次市立安田小学校が平成31年4月1日から三次市市立吉舎小学校へ統廃合することに伴いまして、関係条例であります三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございまして、その内容といたしましては、別表に掲げております別表1及び別表3中の安田小学校の文言を旧安田小学校に改めるとともに、別表3中の市立学校屋外運動場の文言を市立学校等屋外運動場に改めようとするものでございます。これは、屋外運動場の夜間照明施設でございまして、安田小学校の前に旧という文字をつけ加えようとするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくをお願いをいたします。

○杉原委員長 議案第128号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

岡田委員。

○岡田委員 教えてください。安田小学校が来年の4月から吉舎小学校へ統合ということ

で、小学校の夜間照明施設ということなのですが、屋外の運動場を夜間で使っているような団体とかがいたりするんですか、その状況を。

○杉原委員長 瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 平成29年度の状況は確認をさせていただいたところ、この照明施設を利用されたのは、消防の訓練のために使われたことがあるということでありましたけども、余り回数はないようでございます。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 じゃ、運動場に関しても、どこかのスポーツ少年団が使っているとかいうようなことはないんですか、今の状況、安田小学校。

○杉原委員長 瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 照明施設を利用しての。

○岡田委員 それも含めてでじゃなくて。

○瀧奥地域振興部長 日曜とか土曜の照明施設は使わないけどということでございますか。これにつきましては、詳細は調べておりませんが、安田小学校区域の子どもたちが使うなら使うということで、チームでというか、私もこの間ちょっと休みの日に行きまして、親子で校庭で遊ばれているという雰囲気は見ましたけども、そこで何かスポーツ大会をするとかということは、ちょっと確認をできていないところでございます。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 じゃ、今の管理ということになると、どうなっているか。

○杉原委員長 瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 現状といたしましては、使用のお願い等がございましたら、今後、窓口的には吉舎支所のほうで受けさせていただいて、使っていただくようになろうかと思っております。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 今から使わなくなっていくということで、草が変に生えてきたりしますよね。ああいうところなんか、管理はどういうふうになっていますか。

○杉原委員長 瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 学校自体は閉校になるわけでございますけども、施設自体の管理は市のものでございますので、教育委員会のほうで引き続き、用途がはっきりすれば、またその用途先の所管が変わろうかと思っておりますけども、教育委員会のほうが引き続き地元の皆さんと今後の活用についても協議をさせていただくように思っております。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 うちの三次西小学校の例もありまして、うちのは地域がしているので、グラウンドは移譲になったりして、草も定期的にちゃんと刈ったりしているので、本当に子どもたちも土日なんかとか夏休みとかはそこで遊んだりしている状況もあるので、そういうふうな形でちゃんと安田の小学校に今まで通っていた子どもたちが、吉舎の小学校に行く

けれども、夏休みとかああいうときには遊べるような、また地元の方が集まれるようにちゃんとやっていただけたらなと思います。

○杉原委員長 意見でございます。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 質疑がないようでございますので、議案第128号に対する質疑を終結し、続いて議案第129号、三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。執行部の説明を求めます。

瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 それでは、議案第129号、三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明をさせていただきます。

本案は、本条例に定めます広場等の管理について、指定管理によらないものと定めておりますきさ安田パークゴルフ場を、指定管理者による管理に変更しようとするものでございます。本施設は、平成14年度に開設をされまして、地元団体の安田パークゴルフ愛好会に指定管理を委託しておりました。平成18年度から平成26年度までは、同団体と指定管理契約を行ってございましたけれども、愛好会の高齢化等によりまして管理が困難となられたため、平成27年度からは市の直営管理となり、地元の自治組織やシルバー人材センター等へ草刈り等をお願いしておりましたけれども、芝の管理等は十分でなかったと言わざるを得ないところでございます。

このような中で、平成29年度に地元いきさ安田パークゴルフ場を再生する会を再組織されまして、芝などの再生をしたいという申し出をいただき、同団体へ整備、管理を平成29年度よりやっていたところでございます。このたび芝などが再生をされまして、パークゴルフ場として運営できる見込みが立ちましたので、指定管理者により管理ができる施設として、条例の一部を今回改定させていただこうとするものでございます。

以上で説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○杉原委員長 議案第129号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

藤井委員。

○藤井委員 これまでの経緯を聞かせていただいて、僕もこれまでの経緯を1回調べてきて、今日、質問させてもらおうかなと思ってたんですけど、今、経緯を聞かせてもらったのが全くあれだったんですけど、ついこの間見に行ったら、今年の夏は緑の芝生できれいになっと思ったたら、今、真っ茶色になっとなるのは、あれは養生のために上に土かなんかまいとったですか。今見たら、真っ茶色になって、また一からやり直すんかなと思って、この間見て帰ったんですけど。ちゃんと運営ができるめどが立ったという話だったんですけど、僕は逆にこれはまた一からやり直していくかなと思って、このタイミングでと思って帰ったんですけど、それがわかれば。

○杉原委員長 秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 委員言われるとおり、土で養生をされていると状況にもなっております。一応、今、パークゴルフを再生する会が、パークゴルフ場運営協議会という名前に名称も変更されて、来年度、今のめどでは9月ぐらいから使用ができるんじゃないかと。それまでにできたら、早目に指定管理はお願いして、引き続き管理をしていただこうというふうには申し上げております。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 ああいう場所で維持管理をしようと思うと、僕、ほかのいろんなゴルフ場から見たら、イノシシが掘ったりするのは本当に大変なんで、周りを全部柵で囲うぐらいのことをしないと、本当に維持管理が難しくなってくる状況だと思うんですけど、前回の教訓を生かしてもらって、うまい具合に活用されればいいなと思っているんで、それを申し伝えさせていただいて終わります。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 よろしゅうございますか。1個だけ教えてください。

この説明文、新旧対照表のときには、指定管理者による管理から外すことで、指定管理に出せるようになるんですか。僕、意味がようわからんのじゃけど、これは文言の何かマジックみたいなものがあるんですか。

秋山地域振興課長。

○秋山地域振興課長 現行では、指定管理者による管理という項目で、広場等の管理は指定管理者の指定に関する条例に基づき指定するというふうになっているんですが、その間の括弧書きで、栗屋多目的ほか、きさ安田パークゴルフ場を除くという形になるので、その項目を削除するということです。

○杉原委員長 了解いたしました。

それでは、以上で議案第129号に対する質疑を終結いたします。

地域振興部の皆様、ありがとうございました。

(執行部退室)

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○杉原委員長 それでは、午後の審議を再開して、まずは陳情の審査に入りたいと思います。

陳情第1号、みよし運動公園 運動広場を整備する件についてを議題といたします。

なお、本日は、提出者においでいただいておりますので、三次市議会基本条例第5条の5の規定に基づき、提出者の意見を聞くことといたします。

先に、まず委員だけで陳情の内容について鈴木副委員長のほうから読み上げを行い、確認を行いますので、副委員長、よろしく読み上げをお願いいたします。

○鈴木副委員長 要旨。みよし運動公園広場は、各種スポーツの練習や試合の場として、

多くの大人や子どもたちが利用しており、スポーツのまちの実現のためにも重要な施設となっています。しかしながら、現在の土グラウンドは、長年使用の経年劣化や排水不良等によりグラウンド全体が波打ち、砂利が表面に出たり、降雨後に水たまりができるなど、安全快適な利用環境とは言えず、大規模な改修が必要と考えます。改修の機に、土グラウンドから人工芝に改修するとともに、夜間照明設備を増設していただくよう、関係団体協議のもと、陳情するものです。

利点。

1、中国自動車道と尾道松江線がクロスする三次市は、交通利便性が高く、県内はもとより中国、四国、九州、関西圏からの利用も見込むことができ、人工芝に改修することにより、安全快適な利用環境のもとで、各種スポーツの県大会や中国四国地区大会、全国大会等、大きな大会を誘致することが可能となります。

2、夜間照明を増設することにより、市民の夜間利用を高めるとともに、連日の大きい大会の運営にも有効な施設となります。

3、改修後のメンテナンスが、経費的にも労力的にも有利となります。

4、利用者の増加に伴い、隣接する奥田元宋・小由女美術館や広島三次ワイナリー、トレッタみよしの集客の波及効果や、市内の宿泊施設、飲食店などへの経済効果も生まれます。

陳情事項。

みよし運動公園運動広場グラウンドを人工芝に改修するとともに、照明設備等を増設することを、市に陳情します。

○杉原委員長 という、以上の内容の陳情書が、体育協会ほか6団体から提出していただいておりますので、本日は三次体育協会会長伊達亮詞さんと事務局長の瀧口さんのお二人にお越しいただいておりますので、入場していただきますので、お願いいたします。

(提出者入室)

○杉原委員長 総務常任委員会のフォルダーのほうに、新たに本日の陳情が出ておる運動公園の写真であったり、航空写真であったり、運動公園の平面図、それから運動公園の利用状況を、執行部より提出いただいておりますので、タブレットのほうに入っておりますので、参考にしながら聞いて、これも配っていただきました。

それでは、体育協会の皆様に、せっかくですので、自己紹介をよろしく申し上げます。5分から10分程度で。

○伊達提出者 失礼いたします。ちょっと戸惑っとるんですが、挨拶がてら、2分ほど補足説明をさせていただきたいと思うております。

今日、総務常任委員会の皆さんには、こういう場を設けていただきまして、大変ありがとうございます。私のほうから、ちょっと説明をさせてほしいんですが、時間がないということでもありますので、簡単にさせていただきます。

詳しいことについての補足は、事務局のほうからしますが、よろしく申し上げます。



この運動公園広場です。いわゆる多目的広場を人工芝に整備いたしますと、市民の皆さんの体力向上、そして健康保持増進等にも役立ちますし、青少年の健全育成にもつながるということがありますし、また、三次市の交通も絡みましても、県内外から多くの団体、そして大きな大会の団体の皆さんが誘致できるというような利点が生まれてきます。

また、周辺の商業施設につきましても、経済効果あるいは相乗効果の大きな期待が持てるということで、趣旨をそのように入れさせていただいております。

ぜひこの12月議会におきまして、総務常任委員会で御審議いただき、採択としていただきたいという思いで出てきておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

詳しくは、瀧口事務局長のほうから補足しますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○杉原委員長 ありがとうございます。

瀧口事務局長、お願ひいたします。

○瀧口提出者 三次市体育協会事務局長の瀧口です。よろしくお願ひします。

補足説明といいますと、うちのほうで資料を出させていただいたのを、防府市の、タブレットの中へ入っています。スポーツセンター人工芝多目的グラウンドが今年の3月24日にオープンをしまして、まだ1年もたっていないということで、いろんな種目の方が御利用できたりするということで、いろいろどこがあるかということでいろいろ探したら、ちょうど山口県のほうでこういうのがあって、防府市というのは、表紙と2枚目があると思うんですが、グラウンドがありますよね。人工芝のグラウンドがあるんですから、G、H、F、Eと書いてあります。あつこが、ソフトボールとか軟式野球のバッターボックスができる土の部分です。それから、その前にありますのがピッチャーマウンドです。そういったところに、その下にもありますが、移動式ピッチャーマウンドを置いて、ソフトボールやら野球をすることができる土があるんです。ですから、サッカーの球場の外にそういったものをつくっていただくということが、1つの条件です。ただ人工芝をつくって、そういう野球とかグラウンドゴルフもあるんですが、そういうほかの種目ができないといけませんので、こういったことをぜひとも条件として、こつちのほうは考えさせていただいております。

それから、照明のほうですが、今、照明のほうは陸上競技場のほうに2カ所、それから両サイドに4カ所ついとるんです。広島看護専門学校のほうについては、学校がある道では全く照明がついておりませんので、多くの方が使う利用回数から見てもらえばわかるんですが、夜間の利用というのは少ないような状況でございますので、それと1993年3月に施工しておりますので、年数からいけば、ちょうど25年経過しておりますので、そういった設備も、見てもらえばわかるんですが、さびたりしておったり、電球玉とかいろんな電気設備の基準からいけば耐用年数を過ぎておりますので、ぜひともそういったものもあわせて増設兼新設としていただければというふうに考えております。

そういったことが条件で、皆さん、三次市スポーツ少年団で野球とかサッカー、それか

らサッカー協会、陸上競技協会、グラウンドゴルフ協会といったものと歩調を合わせていろいろ検討させていただいて、これだったらいいだろうということで結論を体育協会のほうでまとめさせていただいて、陳情させていただいたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○杉原委員長 ありがとうございます。それでは、委員のほうから、陳情に対する質疑があれば、せつかくお越しいただいておりますので、お願ひをいたします。

岡田委員。

○岡田委員 このたびの人工芝と照明だけではなくて、今、防府市のスポーツセンターも見せていただきましたけど、いろんなサッカーのゴールとかピッチャーマウンドとか、そういうふうなものをということですね。

○杉原委員長 瀧口事務局長。

○瀧口提出者 そういうバッターボックスとか土のグラウンドがないです。芝だったら、もう抜いたりすることが増えますから、できませんので、そういった設備のついた条件付きの施設にさせていただいたらということです。ですから、サッカー、ゴルフ場があつて、その外にそういった野球用のバッターボックスとかというものもつくっていただくということでございます。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 私もこういうふうな設備がだんだん古くなってきているというようなことも、管理者の方から聞いたりしているので、何とかしてほしいみたいなことを聞いているので、ですから、陳情の中には具体的なことは書いていないですけども、こういうのも含めてということですか。

○杉原委員長 瀧口事務局長。

○瀧口提出者 そのとおりでございます。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 ようするという考えを入れた要望の気持ちは、読ませていただいて全くいいことだというふうに思っているんですが、ただ、1つ確認をしておきたいのは、先ほども6団体との協会といろいろ話をされて、1つにまとめてこられたということでございますが、一番懸念されるのはソフトボール協会が一番いろいろあつたんじゃないかとは思ひんですけども、というのはラインの問題等で、そこらあたりはきちつと整理ができておるかどうか、本当に了解をいただいての心配はクリアされておるかどうかというところをちよつと聞かせていただければ。

○杉原委員長 瀧口事務局長。

○瀧口提出者 ソフトボール協会の関係で、今回、去年から菅原会長にかわられたんで、来ていただいて、事務局の方も来ていただいて、そういうバッターボックスがあつたり、移動式のマウンドというようなものができたり、ベースを外に、サッカー場の中じゃなし

に外につくるということで、了承をいただいています。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 ということは、今、これで1つの方向で皆さんがまとめられたということでいいことですね。

○杉原委員長 瀧口事務局長。

○瀧口提出者 そのとおりでございます。

○杉原委員長 一応参考までに言いますけれども、体育協会のほかスポーツ少年団、サッカー協会、ソフトボール協会、グラウンドゴルフ協会、陸上競技協会、グラウンドゴルフ連合会、以上合計7団体のほうから会長名で陳情をいただいておりますので、そこら団体との協議はもう済んでおるものというふうにお酌み取りください。

ただ、事務局長も今言うちゃったように、外にホームベースと一塁と三塁は、サッカーのグラウンドより外に出すという防府市のモデルのような形の設営をとというのが条件に含まれておるということでございます。

澤井委員。

○澤井委員 ここへの各種スポーツの県大会、中国四国地区大会といった大きな大会を誘致するというをここへ書いてあるんですが、極端に言えばどのようなものを想定されておるのか。

○杉原委員長 瀧口事務局長。

○瀧口提出者 例えばソフトボール大会だったら、広島県のソフトボール大会、それとか中国大会といったもの、それからサッカーについては、陸上競技場と天然芝、それとこちらの人工芝2つセットでいきますので、そういったことで広島県の大会とか中国大会等を誘致できるんじゃないかということで、サッカー協会のほうとしては、ちょうど利点がある場所があります。中国道と尾道松江道がクロスしとるんで、一番いい場所だということで、集まりやすいということで、ぜひともサッカー協会のほうとしては、県のほうはどうなるとるかというようなことで言われておるようでございます。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 防府の見取り図を見させてもらって、僕も三次のグラウンドはちょこちょこ見させてもらうんですけど、11人制のサッカーがきちんと2面とれるスペースは間違いなくあるわけですね。

○杉原委員長 瀧口事務局長。

○瀧口提出者 これが2万平方メートルちょっとほどフィールドがあるんですが、2面確実にとれます。それから、野球とかソフトは外にもとれるということです。ですから、今、木とかいろんなものがあるんですけど、それはある程度維持して使うということも、していったりやるようなことになろうかというふうに思います。ここへ、下に書いてありますが、サッカー、ゴルフとか観客席とかダッグアウトとかといったものをつくるということになると、またまたもうちょっと。大体この防府市が2万4,000平方メー

ルです。それで、運動広場の広さは2万ちょっとです。2面は確実にとれて、ソフトボールも外にとれるというようなことで、設定をする上の基礎になっております。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 確かにつくってできた後で、例えば正式な試合がそこで、ある程度グラウンドとグラウンドの間のスペースがこれぐらいなきゃいけないとかいうので引っかかって、正式な大会が開催できませんでしたとかということがないような計画でやっていただけりゃ、今見とる防府の形がすぼっとそこへ当てはまるのであれば、本当にいい施設になりそうだなというふうな印象は持っておりますんで、その辺だけ確認がしたかったんで。

○杉原委員長 瀧口事務局長。

○瀧口提出者 できれば、合同の会議を3回ほどしとるんですが、その中で出たのは、そういったソフトボールとかサッカーとかという実施団体も、そこの設計の中へ入らせていただいて、全くコンサルタント任せじゃなしに、そういったものでやらせてほしいよなという意見も出ました。そういうことで、市のほうへは、ある程度設計段階のほうで打ち合わせとか、もし相談に乗ってもらえるんだったら、ぜひとも協会にも言っていただいて、部分設計の調整をさせていただいて、今、藤井委員の言われたことがないようなことにしていきたいというふうに思っています。そういう気持ちは、執行者のほうにも当然させてもらうべきというふうに考えております。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 中に、管理費用についても経済的であるという表記がありましたけど、そのあたりの芝にした場合と、今のようなままでフラットな場合にした場合でも、管理上有利というところの見積もりのようなものは、もうおとりになつての表記だったのでしょうか。

○杉原委員長 瀧口局長。

○瀧口提出者 金額的なことは聞いておるんですが、具体的に市のほうから資料にいただいておりますのでございません。業者のほうで見積もりをとつとるわけじゃないんで、そのことについては、執行部側がデータを用意されとるんじゃないかと思っておりますんで、基本的には、管理費としては、砂を入れるぐらいのことで、あとはないです。もう一つ大事なものは、雨が降って水が抜けるような、水が流れて、翌日に使えるようなことに、その辺が一番懸念だろうと。今の陸上競技場の芝グラウンドは、現実、雨が降ったら、翌日に使おうと思ったら水がたまつとるんです。普通だったら、きれいに抜けてできるはずなんですけど、ですから靴がぬれるんです。とならないような施工、管理とかきちっとした設計はさせていただいて、市のほうへ対応していただくことも、実施ができるということになれば、話をさせていただく部分。ですから、そういったことの意味で、今みたいに、今だったら泥の雨みたいに、泥の補修とか補足とかというようなことはないようなには、砂とか時々まいて、機械で吸い取ることで、10年以上は補修も要らんかと。翌日に使うとかというあたり、よそと違いますからね。芝と人工芝の差というようなこともあるかもわかりません

が、それは砂のまき入れ等できっちりとしてもらえれば。天然芝みたいに刈ったり、草をとったり、泥も上げないけんですが、抜けたりすると、そこへ補足するようなことはないので、多分2,000万円まではかからんのですが、大体そのぐらいになったりはせんと思うんですが、天然芝との関係でいうたら、そういう面もあるかと。天然芝と人工芝の差というものがあるんじゃないかと、経費的には、今みたいなことを想像して、今の経費よりは下がるんじゃないかと。

○杉原委員長 ほかに御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、御説明ありがとうございました。

この後、執行部の説明をいただいて、また委員で討論していきたいと思いますので、ありがとうございました。

(提出者退室)

(執行部入室)

○杉原委員長 それでは、続いて陳情の審査を再開したいと思います。

地域振興部の皆様にお越しいただきまして、ただいまのみよし運動公園運動広場を整備する件について、陳情内容に対する三次市の現状や考え方について説明等ございましたら、御意見等をよろしくお願いいたします。

こっちからも質問しましょうか。

それでは、委員の皆様の方で御質問、御意見があればお願いをいたします。

澤井委員。

○澤井委員 今の協会のほうからの御説明をお聞きして、陳情書を見させていただいて、説明を伺ったわけですが、ただ、これは総務常任委員会のほうで妥当だということにしたときに、行政として、本当にこれで受けたときに、人工芝を全面に張ったときに、対しての費用とか今後の使用料とかということなどについて、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○杉原委員長 瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 昨年度は同じような御要望をサッカー協会のほうからいただいておりまして、市のほうにもいただいております。今回、体育協会が前面に出られまして、他のスポーツ団体のほうと連名という形でこの5番というところでございますけども、経費の面とかということもございますけども、運動公園全体の、今回も総合計画で酒屋地区のあり方ということもございまして、全体のことも考えながら、実際にどうやるかということ、今後の課題であろうと思っております。

御要望内容を聞かせていただきながら、可能であるかということも含めて、今後協議をしていくことに、まず全体の酒屋の地域をどうやるかということを考えていかないかいけないと思いますし、実施計画の中では既に運動公園の中で言いますと、大きくはきんさいスタジアムの内野のほうの芝生の改修を、10年たつということ、カープのご意見も

あるし、高野連のご意見もいただいて居る中で、今回、実施計画、まだ予算化はなっておりませんが、実施計画のほうにもはめさせていただいている状況もあるので、これがすぐにどうこうというところは、執行部としてもまだそこまで具体的なところは考えて、正直な話、ないところでございます。

今回、いろんなわかる範囲で、だから、個々の具体的なところを示しての費用というのは、まだまだ算定もしていない状況でありますし、ほかな地域の状況を見させていただきながら、どれぐらいかなというところは考えているところではございますけども、そういう中で、本当に今回もお示しをさせていただいております利用状況もありますし、今後の総対的なところ、あるいは繰り返しになりますが、どういうものを先にいろいろ計画が出てきようかと思っておりますので、そういう段階でございます。

本日、いろいろな面でわかる範囲でお答えをさせていただければと思っているような状況で、まだまだ詳しい、詳細なるものは積み上げていないという状況でございますので、そこらはよろしく願いいたします。

○杉原委員長 菅原観光スポーツ交流課長。

○菅原観光スポーツ交流課長 現在の運動広場の維持管理の費用でございますが、整備の内容につきましては、除草作業とか周辺とグラウンドの整備を行っております。グラウンドの整備につきましては、基本的には毎週月曜日と金曜日に行っております。あとは使用状況により行っている状況です。経費につきましては、年間約50万円の維持管理費となっております。

それから、人工芝を設置したときの経費、維持費の見込みについてでございますけど、他施設でも実績があるということで、みよし運動公園の指定管理者ミズノに聞いたところだと、人工芝にした場合、芝を張る工事だけで約3億3,000万円の施工費がかかると言われております。また、維持費につきましても、芝の部分の張りかえや充填剤の補充、芝のブラッシング作業なども含めて、年間約90万円見込まれるとのことでございます。

以上です。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 私が聞きよることは、先ほど部長が言われていたように、今から準備に向けて、市としてどうするかというのは、今後検討していくということで、それと前回の酒屋地域のことも考えた中で、考慮した中で、総対的な判断をしていきたいということなんで、これ以上もう言いようがないんで、これを確かに今受けられるんで、執行部とすりゃ回答もできんと思うんですよね。

○杉原委員長 ちなみに、今、6灯照明が立っている。ここの要望は、もう半分側にも照明を立ててほしいということなんですけど、あれは建築にどれぐらいかかったんですか、あの照明6灯は。

菅原観光スポーツ交流課長。

○菅原観光スポーツ交流課長 ミズノにまた聞かさせてもらって、平均的な照明設備の費用は1基当たり約1,750万円ということでございます。

○杉原委員長 1,750万円で、また今の時代でも6個要る。4個でも賄えるとか、照度は進歩しとるけ、照明能力が。

坂井都市建築課長。

○坂井都市建築課長 できれば灯数が多いほうが、均斉度がとれるんで、影ができにくかったりするんで、ビジュアル判断で。

○杉原委員長 6灯がいいんですね。はい、了解です。

山村委員。

○山村委員 陳情書の中に、中国大会ですとか全国大会等もできる可能性というのをうたっているわけですがけれども、公式規定に当てはまるだけの面積の確保とか、そのような状況は、今の面積で可能なかどうか。そこがうたい文句になるような施設がつかれるかどうか。

○杉原委員長 牧浦スポーツ交流係長。

○牧浦スポーツ交流係長 具体的に言いますと、大人用のサッカー場が2面できます、多目的に。今、陸上競技場に1面ありますので、1度に3試合が可能と。それから、子ども用でしたら、多目的のほうに4面使用が可能になります。陸上競技場と合わせて5面できますので、5試合できるということで、県のサッカー協会からも三次の場所的にいいんで、できると、中国大会とか県大会とのかの誘致も可能になると。県のサッカー協会の事務局の方も、そういう市町を探しているというふうに言われております。要望にも、2度、市のほうには来ていただきました。

○杉原委員長 だから、芝のところは2面とれるの、子ども向けを。1面しか。だって、土が2面とれるんじゃないけ、あこの中に2面おさまるんじゃない。大人用1面に2面ですね。陸上競技場の中で2面とれるんでしょう、子どもがね。外で4面とれるね。6面ね。

山村委員。

○山村委員 当初サッカー協会からの提案で、ほかの団体に関しては、先ほども澤井委員のほうでしましたですけども、ほかの団体ではやはりちょっと二の足を踏まれておるとか、ソフトボールなんかは特にそうですけれども、今、芝の外づけにとれるということですけど、土の部分を持ってこれるということだったんですけど、ソフトボールなんかの試合に関しても、これは使えるという状況にできるわけですか。

○杉原委員長 牧浦スポーツ交流係長。

○牧浦スポーツ交流係長 移動式のマウンドという意味も書く必要があるんですけども、4面とれますし、試合もできます。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 今日、体育協会のほうからいただいた資料で、防府のやつがあったんで、防府のホームページやらをほじくってみて、いろいろ予算、どれぐらい施工にかかったかと

かそういったのも見てみたんですけど、ほんまに菅原課長が言われたように、芝だけで3億何ぼで、それ以外のものいろいろで、照明も1基2,000万円ぐらいをつけたら、工事費やら何やらでいったら恐らく5億ぐらいのプロジェクトになると思うんです、もうやろうと思ったら。それをもしやると決まった場合には、例えば補助金であるとか、そういったもんがどっか有効的に使えるようなものがありますか。僕、ちょっとそういうのは詳しくないんで。

○杉原委員長 菅原観光スポーツ交流課長。

○菅原観光スポーツ交流課長 想定される財源として、まず国費が挙げられるんですけども、国費は社会資本整備総合交付金なんですけど、事業費の50%で、1回整備をしておりますので、1回整備をしているところに充てるとなりますと、もとの補助金を返還して、また新設するということになります。また、同様のものをどのように整備をするか協議をしてみないと、国費が取れるかどうかということがわからないという状況です。

それから、次に起債です。これまでもみよし運動公園整備で活用させていただいています合併特例債がまず想定されるんですけども、これも事業費が大きいんですので、別の事業をやめないと想定が難しいという状況になります。

また、防府市さんのほうもパンフレットに掲載されておりますけれども、日本のスポーツ振興くじtotoや、日本サッカー協会の助成も考えられます。ですけども、多くの金額は期待できないということです。totoにつきましては、6,000万円が補助限度額で、5分の4の助成となるということと、あと国費との併用が不可ということでございます。

以上です。

○杉原委員長 過疎債は、今から書けば充てれるんじゃないんですか、事業に載せれば。菅原課長。

○菅原観光スポーツ交流課長 過疎債につきましても、活用はできる可能性はあるとは、財政のほうとかも聞いてるんですけども、まずは合併特例債であろうということ。

○杉原委員長 ほかにございますか。

岡田委員。

○岡田委員 今いろいろ話を聞いて、やはり全部この陳情が通るということは、現実的なんですかね。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 受ければ大きな負担にもなるし、いかんでも専門性を検討していかなければいけない問題が出てくるということですね。

○杉原委員長 鈴木副委員長。

○鈴木副委員長 先ほどクロスポイントということで中国大会とか、全国大会もあるやとしても、そういった施設をちょっと望んで探しているというのもあったんですけど、年間的にはどれほどそんな大会を、フルに三次に呼ぶというわけもいかないでしょう、どんな利



用率になりそうですか。ちょっと予想ができないですかね。年間、大きい大会はそれぞれ高校でなら、ある程度もう決まったものは数的にはあるんでしょうけど、あと民間の大会なんかもスポ少じゃないけどやっているんでしょうけど、あと利用率ですよ。

○杉原委員長 菅原観光スポーツ交流課長。

○菅原観光スポーツ交流課長 今のですけれども、高校においては、サッカーの、私、ソフトテニスなんで、ソフトテニスであれば、面数が多ければ中国大会、全国大会を呼べるとかというのはわかりますけども、サッカー協会に伺ってみたいと何とも言えないところではあります。しかも、それを運営するマンパワーというか、受け入れ体制もできるかどうかということがありますから、施設があっても受け入れる、できるかというのはちょっと別かなと思います。

あとミズノに確認したところ、今の段階では、サッカーについては県内がほとんどの大会、現在の状況は、大会は県内の大会がほとんどであると聞いております。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 何かよそからも見に来られたんですか、サッカーの全国大会をやればできるだけの規模があるというのを、じゃなかったの。

○杉原委員長 牧浦スポーツ交流係長。

○牧浦スポーツ交流係長 2度ばかり県のサッカー協会の理事の方とか陳情に来られたときは、県の方が言うには、大会数とかではなくて、県のサッカー協会としても、競技場所がやっぱり少なく、その情報を集めている状況だということで、年間スケジュールというのでも配っておるんだよと。三次の地形と多目的広場の広さを見させたときに、人工芝でしていただければ、大会が一度にそこでできると、三次なら可能であるということで要望に来られていました。

○杉原委員長 それは県の大会、中国地方レベルの大会、中国大会ということで。

○牧浦スポーツ交流係長 中国大会で、はい。一度にできる場所がないんだということで、まとまった場所が。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 ですから、整備ができれば、そういうふうなことができるということで、県としても待つとということでもいいですよ。この前、私個人的にも、今、書いてる、多分、サッカー協会の資料を見たらわかるんですけど、あれからも中国大会ができる規模となるんでぜひともということは、個人的には聞いておるんです。考え方自体は、要望自体はいいというふうには思うんですが、ただ受けた行政としては大変な負担にはなってくると思う。

○杉原委員長 牧浦スポーツ交流係長。

○牧浦スポーツ交流係長 国のサッカー協会としても、広島県サッカー協会を通して、助成金というのを出させているようなんです。実際、廿日市さんとかに2,000万円出させているんですけども、このあたり、助成した側、県のほうとしても、例えば年間9割は

うちの大会を使わせてくれとか、そうして入ってくるので、それを受けたいというと、市内の方の子どもたちの大会とかができなくなるということで、その辺もちょっとデメリットになったりして、ほかのまちの場所を求めなければならないといったことも想定はされます。

○杉原委員長 ちなみに、それは2,000万円をもらわにゃ、別に自由、好き気ままに使えるわけでしょう。中国大会をやりたい、受け入れてちゃろうと思うときは受け入れりゃええし、子どもに使わせちゃろう思うときは。

牧浦スポーツ交流係長。

○牧浦スポーツ交流係長 かなり要望はあると思います。組織についてだけは、やっぱり9割ぐらいは県の大会を使わせてほしいというのはありましたので。

○杉原委員長 まあ一緒ですよ。きんさいスタジアムも高野連とか優先です。

ほかに質疑。

山村委員。

○山村委員 サッカー場が多いということで、沼隅でしたっけ、ツネイシフィールド、あそこは6面か、とれるぐらいのスペースがあるので、もしそういうところの実績がわかればと思うんですが、今おっしゃった補助をもらおうと9割方、もう制約を受けるというのは、今ちょっとごちゃごちゃと話がありましたけど、優先的にそれはもう確実にそういうふうな制約を受けるようになるんですかどうですか、お伺いしたい。

○杉原委員長 何の9割なんですか。向こうが要望してきたうちの9割でしょう。365日のうちの9割、そんなに。

○牧浦スポーツ交流係長 大げさに言えばそうです。絶対ではないんですけど、やはり優先的に使わせてほしいというのは、大きい大会のときです。

○杉原委員長 年間、少々のもんでしょう。県が使わせてくれというのは、100日もあるわけがないですよ、わからんけど。あるんがね、その大会は。土日だけでしょう。平日にはせんですよ。

○山村委員 前例のそういう改定がありましたら、またそちらのほうでの利用率とかというのがわかれば、今はあれでしょうけど、またわかるようでしたら、資料をいただけたらなと思うんですが。

○杉原委員長 瀧奥地域振興部長。

○瀧奥地域振興部長 今の件ですが、どこでももらおうという前提でいいんですか。

○山村委員 いえ、大会の利用率。

○瀧奥地域振興部長 ツネイシのですね。

○杉原委員長 菅原観光スポーツ交流課長。

○菅原観光スポーツ交流課長 これは、市か行政の施設ですか。

○山村委員 いや、だから、多分民間で設置したんだと思うんです。そこはよくわかりません。民間からの寄附があったとか、福山市がどうのこうのとかというのはわからない

んですけど、それも含めて。

○菅原観光スポーツ交流課長 じゃ、問い合わせをさせていただきますが、出されるかどうかはちょっとわからないので。

○杉原委員長 今の廿日市の分は、もう行政の施設なんですか。そこらはもしわかるようなら、結構な利用、どれぐらいとられるんかとか、土日はもうほぼ埋まるんかとか、要は廿日市の子どもらが不便をこうむるぐらいのことがあるんかどうかというようなぐらいいの。

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ないようでございますので、地域振興部の皆様には、続いての御参加いただきましてありがとうございます。

陳情審査のほうは終わらせていただきます。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 それでは、総務部にお越しいただきまして、総務部が所管する議案の審査を行ってまいりたいと思います。

初めに、議案第121号、三次市犯罪被害者等支援条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

落田総務部長。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 それでは、議案第121号、三次市犯罪被害者等支援条例(案)について、御説明を申し上げます。

本案は、犯罪被害者等基本法に基づき、本市における犯罪被害者等を支援するため、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることによりまして、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的として制定しようとするものです。

その内容でございますけれども、相談及び情報の提供等、また保健利用サービス及び福祉サービスの提供、居住の安定、雇用の安定、民間支援団体への支援、犯罪被害者への見舞金の支給などです。なお、犯罪被害者見舞金第12条に記載をしておりますけれども、これは犯罪行為被害者または遺族からの申請に基づき支給の有無を決定するもので、その種類及び額は他の市町と同様で、障害見舞金10万円、遺族見舞金30万円です。

なお、本条例の施行期日は平成31年4月1日でございます。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○杉原委員長 議案第121号に対する質疑を行います。発言を願います。

藤井委員。

○藤井委員 何回か事前に文言をずっと読ませていただいとって、他市の犯罪被害者支援

条例法と照らし合わせてもらったりしたんですけれど、もちろん弔慰金やらそういったものが出るとか、そういった相談窓口を設けるとかいろいろありましたけど、詳しいどの事例だったかは覚えていないんですけど、遺族から加害者へ損害賠償みたいな形で請求したものを、市が肩がわりというか、債権を借り上げて加害者側に請求するとか、請求したりとかという事例がどっかであったと思うんですけど、そういったところまで踏み込んでおる文言がちょっと見当たらんかったんで、その辺は今回の条例の中に組み込まれておるんだろうかというのを聞かせていただきたい。

○杉原委員長 佐藤危機管理課付係長。

○佐藤危機管理課付係長 県内市町の条例においては、そこまで踏み込んだ内容の条例はございませんでして、県外の事例では、確かにそういったような条例もあるところがありました。ただ、今回条例を制定するに当たりまして、県内のほかの市町との条例との比較した上で、同じ内容でということとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○杉原委員長 県内はもう結構制定されとってんですか、既に、この条例。

佐藤危機管理課付係長。

○佐藤危機管理課付係長 県内は6市1町で、今制定をされておりました、呉市、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、神石高原町で制定をされております。これは、平成28年以降に制定をされているものであります。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、質疑ないようございますので、議案第121号に対する質疑は終結いたします。ありがとうございました。

続いて、議案第124号、三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

落田総務部長。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 それでは、議案第124号、三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について、御説明を申し上げます。

本案は、人事院において給与改定の勧告が行われたこと、また災害復旧のために他の地方公共団体から派遣された職員に対し手当を支給することができるよう、関係条例である三次市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

その主な内容は、人事院勧告に準じた給料水準、勤勉手当の支給率及び宿日直手当額の改定、災害派遣手当の新設を行うものです。なお、行政職給料表における月例給の平均改定率でございますけれども、これは0.19%でございます。また、期末・勤勉手当については、現在の年4.4月の支給を0.05月上乗せしまして、4.45月となるように改正するものでございます。

第1条の給料表、期末・勤勉手当及び宿日直手当に係る改正の施行期日は、公布の日か

らで平成30年4月1日に遡及し、適用をいたします。また、第3条の期末・勤勉手当の平成31年6月期以降分については、平成31年4月1日の施行でございます。

さらに、今回新たに追加する第2条、これは災害派遣手当の条でございますけれども、この災害派遣手当の適用範囲については、災害対策基本法及び大規模災害からの復興に関する法律というのがございまして、それによって派遣された職員で、手当額は日額6,620円を超えない範囲としまして、詳細については規則で定めることとしております。

以上議案1件について、よろしく御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○杉原委員長 それでは、議案第124号に対する質疑を行います。発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 では、議案第124号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第125号、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を願います。

落田総務部長。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 それでは、議案第125号、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、湯本豪一記念日本妖怪博物館(三次もののけミュージアム)の開設に伴いまして、館長を配置するに当たり、その報酬月額及び費用弁償について定めるため、関係条例である三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

報酬月額は13万2,100円で、報酬の算定根拠は、非常勤特別職の報酬168600円を基本としつつ、業務の特殊性また職責等を考慮し、管理職手当相当分等の一定程度の報酬額を加算した上で決定をいたしました。

なお、本条例の施行期日は、三次市三次地区拠点施設設置及び管理条例施行の日でございます。

以上議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○杉原委員長 議案第125号に対する質疑を行います。発言のある方はお願いをいたします。

藤井委員。

○藤井委員 先日の全員協議会でしたか、僕もちょっと勘違いしとったんですけど、兼務になるとは一言も申し上げておりませんという回答をされとったと思うんですけど、僕もちょっと勘違いしとって、どっかの雑談でそういうふう的印象づいたのかもしれませんが、万が一、仮定の話をしちゃあれなんですけど、奥田元宋・小由女美術館の館長さんと、例

えばもののけミュージアムの館長さんを兼務するというにもしなかった場合、給与的な、報酬的なものを二重という形になってはいかないのかというのを、やっぱりどうしても確認をしておきたいなというところがあるんですが、いかがでしょうか。

○杉原委員長 加藤職員係長。

○加藤職員係長 このたびの条例、上げさせていただいております非常勤特別職という形になりまして、常勤の職員ではございません。よって、勤務する実際の時間が重複しないということであれば、それぞれの職を続けていただくことは可能になります。

以上です。

○杉原委員長 藤井委員、よろしいですか。つまり、兼務はないじゃろうけど、あつたら両方もらえるということですか。

藤井委員。

○藤井委員 この間の説明のときも、この算定額は週に何回、3回でしたっけ。

○杉原委員長 週2日、月9日で聞いております。

○藤井委員 されとるとのことだったんで、そういうスタンスで来られるんだらうなというのはわかつたんで、これで問題というか、ちょっと何か腑に落ちん部分はあるんですけども、片手間でやられると困るなというのもありますし、本気で館長は取り組んでいただきたいという部分もあるのはあるんですけど、報酬のところからそこまで言うとか何かと思うんで、そういう思いがあるということだけ申し上げて、それ以上、まだ仮定の話なんで、なかなか言いにくいんで。

○杉原委員長 当然、やる気のある方を市は指名されると思います。やる気と元気とある方をよろしく願いますね。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 じゃ、基本額を非常勤特別職の16万8,600円をもとに算定、このたびしたと言っちゃったんですけど、この基本額の16万8,600円は、例えばどれぐらいの勤務を想像しとっちゃって、それをもとに算定したもののプラス管理職手当を何円分ぐらい加算しちゃ、どういう計算式で13万2,100円になったんか。計算式のもとを教えてもろていいですか。1日何円で計算しとると。

矢野総務課長。

○矢野総務課長 今おっしゃっていただいたとおり、今現在の非常勤特別職の月額16万8,600円なんですけど、月15日勤務という想定で、15日で割ったときに日額が1万1,240円。まず、その基本の部分です。週2日程度勤務というところを、週2日で52週あって、それを12月で割ったときに、月に9日相当という形のところの月の勤務日数を掛けてまして、さきの1万1,240円にその9日を掛けたところで10万1,160円という基本の額を出しております。職責加算として、課長級の管理職手当が3万1,000円でございます。そのほか、今までも加算をつけている非常勤等がございますけれども、それ

については全部管理職手当の3万1,000円を基本にして、職責とか勤務日数等でまた計算を出しているんです。一応これは、多分この館長につきましては、3万1,000円をそのままプラスさせていただいて13万2,100円ということでございます。

○杉原委員長 はい、わかりました。

○矢野総務課長 先ほど藤井委員が言っていた週2日程度でという勤務で、片手間にさせていただいてはという御意見もいただいたんですが、実質の勤務も2日であっても、館長であるということは365日24時間、そういう意味でそれについては変わりはないことでありますので、たった2日しか実際にきちっと行かないとかということではなく、一応そのように週2日相当の中で勤務をしていただくんですが、そこにいないときであっても、業務的にはもう館長ということに思いについては間違いないものを持っていただくということで、そのように依頼をされたときには、そういったことを考えていただくようお願いをしようと思っております。

○杉原委員長 ちなみに、もう好きで好きでしょうがなくって、もう毎日来たいと言うちゃったら、どんなふうにも。でも、この金額でいってもらうけど、勤務を離れられんと、来ちゃった人とも会話もしたいしと言っても、この金額ということで。

落田総務部長。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 一応雇用する場合はこの金額を提示して雇用するということですので、御本人の希望があろうとも、金額については変更する予定はないということになります。

○杉原委員長 了解です。

よろしいですか。

それでは、議案第125号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第126号、三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

落田総務部長。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 議案第126号、三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）について、御説明を申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴いまして、関係条例である三次市個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

その主な内容は、法律と同様に、指紋データや旅券番号など、いわゆる個人識別符号を個人情報の定義に加え、明確にされたもので、取り扱いに特に配慮を要する要配慮個人情報、例えば人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等の範囲に広げようとするものでございます。また、この条例の改正に伴いまして、三次市情報公開条例の文言の整理を行おうとするものでございます。

本条例の施行期日は平成31年1月1日でございます。

以上議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○杉原委員長 それでは、議案第126号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

犯罪の経歴なんかどうなんですか。今ごろ問題になったりするじゃないですか。例えば性犯罪なんか繰り返すとか、ドラッグとか性犯罪の再犯率が高いなんて言いますけれども、そういう情報の収集に制限がかかってくるというのには不安はないですか。国が上位法で決まっとるもんじゃけん、もう従うしかないということなんですかね。

河野係長。

○河野総務課付係長 絶対できないわけじゃございませんで、上位法で適用除外、例えば今、議員の皆さんが何年か務められて叙勲をもらえるとかというときは、省令とかで犯罪がないかというのを調べたりできるんです。ですから、それは国の立法政策上の問題で、国が適用除外措置を講じてくれれば、それは出せれるということになります。だから、国がどれはいいよ、これはいけないよということを決めますので、決まったら、それは出せるということになりますので、今、委員長がおっしゃったことについては、国がどこまでを認めるかということになるかと思えます。

○杉原委員長 はい、了解いたしました。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、議案第126号に対する質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。

総務部に係る議案の審査は以上とさせていただきます。総務部の皆様、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 財務部の皆様にお越しいただきました。今定例会に財務部が所管していただいております議案が、議案第127号、三次市営住宅設置及び管理条例及び三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例(案)でございます。

執行部の説明を求めます。

部谷財務部長。

○部谷財務部長 議案第127号、三次市営住宅設置及び管理条例及び三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例(案)について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

この議案は、既に御審議をいただいておりますというか、先ほど総務で審議をいただきました議案第121号、三次市犯罪被害者等支援条例(案)の第8条に、市は犯罪等により自分の住戸に居住をすることが困難になった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅等への入居における特別の配慮等、必要な支援をするものとするというふうになって



おりまして、関連するこの市営住宅等の条例について、本来、公営住宅は公募をかからないと入れないことになっておるんですけれども、こうした公募をせずに、被害者の方を入居することができるというふうに項目を追加をするという内容のものでございます。

簡単でございますが、以上が議案の内容説明でございます。御審議いただき、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○杉原委員長 これより議案第127号に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 質疑ないようでございますので、以上で議案第127号に対する質疑を終結いたします。

財務部の皆様、ありがとうございました。

(執行部退室)

○杉原委員長 それでは、次第の6-5、討論、採決、採択のほうに移っていきたいと思います。全ての議案が終了しましたので、お手元に配付の審査報告書のほうを開いていただきまして、議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいというふうに思います。総務委員会のフォルダーのほうへ今日の審査報告書が、2枚目です。外に出とる分の2枚目、よろしゅうございますか。

それでは、まず議案第121号、三次市犯罪被害者等支援条例(案)についての討論を行います。討論ある方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第121号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第123号、三次市行政組織条例等の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第123号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第124号、三次市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第124号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第125号、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第125号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第126号、三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第126号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第127号、三次市営住宅設置及び管理条例及び三次市定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第127号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第128号、三次市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第128号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第129号、三次市多目的広場及び農村公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第129号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第132号、三次市総合計画の見直しについて討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第132号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第133号、備北地区消防組規約の変更について討論を行います。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第133号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

それでは、議案の審査を終わりました。続いて、陳情第1号について採決を行ってまいりたいと思います。

この陳情に対して討論を行います。討論願います。

これをまず、この定例会で決めるか、もうちょっと。

山村委員。

○山村委員 陳情書のやはり利点というところで、どうも経費的なものの理解ができないので、執行部の説明を聞きますと、体育協会が示されているように、経費的にも利点があるというところがやはり納得いかないの、そのところをもう少し継続して考えていった上で、言葉を選んでいただくよう考えていただく。今、このままの状況で賛成は厳しいかなと思うんですが。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 私も、今、執行部のほうから説明は聞いていましたけれども、そういうことも陳情者の団体がある程度知っておかないといけないことじゃないかなと思うんです。それじゃ、つらつらと書いてあるいかにもメリットの部分が多いんですけれども、そこら辺ももっと共有して、本当にするんだったら、現実的に三次市の子どもたちのためになる、周りの人のためにもなる、その辺もしっかり共有しておかないと、つくってもらいましょうみたいな、お金がかかって、三次市の子どもたちは蚊帳の外にというようなことがあってもいけないので、継続審査のほうがいいかなと私は思いました。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 私も、この陳情内容についてはわかるんですが、ただし、この委員会でこれを採択すれば、そうした以上は執行部に対して何とかやってほしいということになってくるんで、そうしたときに、やはり私らの責任のこともあるんで、先ほどから出たように、予算面がどうなんだろう、実際に活用にしてもどうなんだろうかという将来的なことも考えた中で、それを踏まえて、最終的に判断をすればいいんじゃないかと思うんで、そこらあたりをもうちょっとした中で、この気持ちはわかりますんで、そうしたものにしていって、あったとした中で採択したほうがよりいいんじゃないかというふうに思います。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 僕も同様なんですけど、個人的にも、例えば他市の同じようなところの設備であるとか、そういったものを調査する必要もあるし、委員会で事務調査みたいな感じで1回やってみるというのも手じゃないかなと思って、ここですぐ結論、余りつけるのは、ちょっと時間が欲しいような感じがします。

○杉原委員長 ただいまの藤井委員で過半数を超えましたので、継続審査を求める声。この陳情第1号については継続とするしかないと思いますが、事務局の判断は。

○議会事務局 これで継続があるという意見があったので。

○杉原委員長 それでは、ただいまもう既に決は出とるんですけど、一応形式にのっとりまして、継続審査という意見があったため、継続審査とする採決をすることといたします。

お諮りいたします。陳情第1号を継続審査とする採決をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしということで、本件は継続審査という報告を議長に上げさせていただきまして、新たに本委員会の所管事務調査に上げさせていただきたいと思っております。

審査で出た指摘事項は、文言はこのままで許すけれども、事業実施していくときとかによくよく腹に落として、事業計画にしてくれということね。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、お諮りをさせていただきます。これ以降の委員長報告につきま

しては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認めさせていただきます。

以上で議案審査は終了いたしました。

まとめたものは、またレターケースのほうへ、前日までには委員長報告はお手元に届くようにしたいと思います。レターケースじゃない、タブレットに入れたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の1日目の総務常任委員会は以上で閉会といたします。御協力ありがとうございました。あした10時から所管事務調査でございますので、お願いいたします。

午後2時27分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成30年12月13日

総務常任委員会

委員長 杉原利明